

# 第 1 回

## 令和7年度使用播磨町教科用図書選定委員会

### 議 事 録

令和6年6月10日(月)16:00～

播磨町役場第2庁舎 3F 会議室1

## 第1回 令和7年度使用播磨町教科用図書選定委員会 議事録

令和6年6月10日（月）

（16時00分開会）

事務局 ただ今から、第1回 令和7年度使用播磨町教科用図書選定委員会を開催します。進行は、播磨町教育委員会事務局が行います。

なお、この会は、開かれた採択ということで、本日の議事録については、採択期間終了後、公開の対象とさせていただきます。

それでは、委員の皆様方に委嘱状を交付させていただきます。教育長より、委嘱状を交付させていただきます。

（委嘱状交付）

事務局 ありがとうございます。それでは、はじめに教育長がご挨拶を申し上げます。

（教育長の挨拶）

事務局 ありがとうございます。ここで、委員の皆様方を紹介させていただきます。お名前をお呼びしましたら、ご挨拶をお願いします。

（各委員・事務局担当者の挨拶）

事務局 それでは、レジュメに従いまして進行させていただきます。選定委員会の運営について、事務局から説明します。

事務局 選定委員会次第の5番、選定委員会運営の説明の中の（1）播磨町教科用図書選定委員会規約（2）義務教育諸学校教科用図書の採択の仕組み（3）播磨町教科用図書の採択について説明いたします。

選定委員会規則につきましては、1ページ、2ページをご覧ください。この規則には、第1条に会の設置目的、第2条に所掌事務が規定されています。調査研究、教育委員会への報告など、大変重要な項目が規定されています。

第3条から第9条には、組織、委員長・副委員長、会議の招集や運営等について規定されています。第10条には、以上の規則に定めるもののほか、教科用図

書の採択事務に関し必要な事項は、教育長が定めることと規定しています。なお、この規則は、平成29年4月1日から施行しております。

続きまして、(2)義務教育諸学校教科用図書の採択の仕組みについて、資料の3ページをご覧ください。

ここには、義務教育諸学校教科書の採択の仕組みということで、県教育委員会から出された図に基づいて説明します。その前に、教科用図書の採択に関連する主な根拠法令は、非常に長い名称ですので、説明では、3ページ下段の四角の中の( )内の略称で行いますことをご了承願います。

では、図表の①～⑦の番号について、説明いたします。

まず①「書目の届出」ですが、これは、発行法第4条の「教科用図書発行者は、毎年、文部科学大臣の指示する時期に、発行しようとする教科書の書目(科目名・使用学年・書名等)を、文部科学大臣に届けなければならない」という法律に基づき、発行者が文部科学大臣に届出をしており、その中から、文部科学省が「検定合格教科書」を選定します。

次に②「教科書目録の送付」は、発行法第6条に基づき、文部科学省が県教育委員会に、さらに、発行法第6条第2項に基づき、県教育委員会が市町教育委員会に、検定に合格した教科書を示した「教科書目録」を送付することになっています。

③「見本の送付」ですが、これも発行法第6条3項に「発行者は、第4条によって届け出た教科書の見本を、「教科書展示会」に出品することができる」とあり、それに基づいて、教科書の見本が送付されます。

④「諮問、答申」ですが、県教育委員会が、各市町教育委員会に、教科用図書の採択に向けての指導や、助言、援助を行う場合に、無償措置法の第11条に基づいて「教科用図書審議会」を設置し、教科書の調査研究を諮問し、答申を得た上で、⑤「指導、助言、援助」として、採択の基本方針や調査研究資料の提供などを、無償措置法第10条に基づいて行います。

⑥「開催」とは、発行法第5条に基づき、毎年、一定の期間を定めて「教科書展示会」を開催するということで、本年度は、播磨町中央公民館で、7月3日～7月16日まで、播磨町中央公民館で開催することになっております。この14

日間は法的に決められた開催となっております。これらをもとに、採択地区市町教育委員会が、⑦「採択」を行うということになります。

以上をまとめますと、「県教育委員会の指導や助言を受け、播磨町教育委員会が、教科用図書の採択を行う」ということになります。

続きまして（３）播磨町教科用図書の採択について、資料４ページをご覧ください。まず、①「採択基本方針の提示や調査研究資料の配付」は、３ページの県教育委員会からの⑤「指導・助言・援助」に当たります。また、教育委員会は、実際に教科用図書の調査研究を行う②「調査員候補者を校長や教科部に依頼」し、③「推薦」を受けて、教育委員会に提示します。④についてですが、５月定例教育委員会において、④「選定委員会委員」の皆様の委嘱及び任命が決定されました。また調査員につきましては６月定例教育委員会で報告させていただきます。調査研究については二市二町で行うこととし、⑤調査研究を依頼します。⑥「調査研究」された結果を、調査員班長から、⑦「調査研究結果の報告」を受けて、第２回目の選定委員会で協議・検討した上で、その内容を⑧教育委員会へ報告します。そして、播磨町教育委員会において⑨「採択」し、県教育委員会に、⑩「採択結果の報告」を行うという流れになります。

以上の説明につきまして、ご質問はございませんか。

（質問なし）

事務局 続きまして、（４）使用義務教育諸学校における令和７年度使用教科用図書の採択に関する基本方針、（５）令和７年度使用播磨町立学校用教科用図書採択方針について説明いたします。５ページをご覧ください。この基本方針は兵庫県教育委員会の基本方針となっております。基本的な考え方として、「教科用図書の採択にあたっては、いかなる疑念の目も向けられないことがないよう、公平性及び透明性の確保を徹底し、採択権者が責任を持って採択すること。」とあります。

３の採択にあたっての体制については、本町は、アの単独採択地区にあたりません。６ページ(ア)の①にございますように、採択地区ごとに選定委員会を組織することとなっております。②には選定委員会の構成について、③には、選定委員会は調査研究を行う調査員をおき、調査員の選任については、利害関係者を選任しないことが明記されております。

７ページの５には公正性・透明性の確保について、詳しく記載されております。

続きまして、（５）令和７年度使用播磨町立学校用教科用図書採択方針について説明いたします。９ページをご覧ください。

まず、１ 採択基本方針といたしまして、教育基本法、学習指導要領、兵庫県基本方針、の趣旨に即しつつ、第３期播磨町教育振興基本計画を踏まえ、教育委員会が採択すると示しております。

２に採択基準、１０ページの３に組織及び手続き、４に採択の公平性確保が記載され５に開かれた採択の推進について記載されております。

事務局 以上の説明につきまして、ご質問はございませんか。

（質問なし）

事務局 では、（６）教科用図書採択の公正確保について、説明いたします。１１ページをご覧ください。１１ページから２３ページにあります「教科書採択における公正確保の徹底について（通知）」は、令和６年３月２９日に文部科学省から通知されたものとなっております。

近年、採択関係者に対して、宣伝活動等に関するルールを逸脱する行為が、多くの教科書発行者において継続的に行われていたことが明らかになり、教科書採択の公平性・透明性に疑念を生じさせることがありました。このような事案が繰り返されることのないよう、教科書採択における公正確保の徹底に万全を期すようにするための通知となっております。

本町におきましても、学校の教職員に公正確保について指導徹底するとともに、調査員の選任、教科書見本の取り扱いについて徹底を図っております。

事務局 先ほどの説明につきまして、ご質問はございませんか。

（質問なし）

事務局 なお、２４ページには、今回採択に付す教科書会社の一覧が示されております。理科・生活の教科書については見本にはありませんが、信州教育出版も採択できます。２５ページは英語のデジタル教科書の見本版の閲覧についての資料です。

#### 【委員長、副委員長選出】

事務局 では、選定委員会規約第５条によりまして、議事進行を委員長にお任せいたし

ます。

委員長 それでは、令和6年度使用教科用図書の採択について協議を行います。まず、  
(1) 令和6年度使用教科用図書の採択日程と役割について、事務局お願いします。

事務局 27ページをご覧ください。明日、11日15:00より加印地区共同調査員  
会が開催されます。委嘱と調査についての説明となっております。  
調査員会は6月11日から7月10日の間に調査研究を行います。7月10日に  
報告書が各教育委員会事務局に届き、それぞれの教科の報告書がまとまりしだい、  
選定委員会の皆様に、教科書展示会のアンケートとともに、送付させていただきます。  
第2回選定委員会は、7月26日(金)、第3回選定委員会は7月29日(月)と  
なっております。その際、調査員会班長より、調査報告があり、選定委員の皆様  
との質疑応答があります。その後、市町ごとに別々の部屋で協議を行います。協  
議内容は、教育委員会に報告する内容となります。報告内容につきましては、後  
ほどご協議いただきます。  
選定委員の報告内容が決まりましたら、事務局がまとめ、確認のために、報告書  
を送付いたします。  
その後、教育委員会において選定委員会からの報告をもとに、採択され、さらに、  
8月31日までに県教育委員会播磨東教育事務所に採択結果を報告することとな  
っております。

委員長 採択に関する日程と役割について承認してよろしいか。

(異議なし)

委員長 では、承認したいと思います。次に、(2) 播磨町教科用図書選定委員会が示  
す調査研究の観点について、事務局お願いします。

事務局 28ページから33ページをご覧ください。この観点につきましては、調査研  
究を進めるにあたっての観点となっております。県教育委員会から示された観  
点をもとに、二市二町の教育委員会事務局が作成しているものです。

委員長 この観点で、本委員会も進めたいと考えますが、ご意見はありますか。

(意見なし)

委員長 では、承認したいと思います。次に（３）加印地区共同調査員会①から③について、事務局お願いします。

事務局 34ページをご覧ください。加印地区共同調査員会規約についてですが、こちらにつきましては、二市二町教育委員会で協議し、定めたものとなっております。内容は、第1条に目的、第2条に調査員会の所掌事務、第3条に組織について定めております。第4条には、調査員は教育長が任命すること、利害関係者は調査員になれないこと、守秘義務、任期等を定めております。第5条には、調査員名は非公開とすること。ただし再任される可能性が低い等採択の公正・適正を確保できる場合においては、公開に努めるものとする。

以上のような内容が定められております。

次に、調査員についてですが、35ページをご覧ください。共同調査員の一覧を示しております。どの調査員も各教科の研究をそれぞれの市町で中心となって進めているものであり、各教育委員会や学校長、教科研究部会から、責任を持って推薦していただいた皆様方です。なお、調査員のお名前や所属などについては、非公表としておりますので、取扱いには十分お気をつけ願います。

次に、③調査員の心得について、36ページをご覧ください。調査員の心得を提示させていただきますので、一読させていただきます。

1. 教科書の調査については、厳正かつ公正な姿勢であたること。2. 学校においても調査員であることは校長、教頭のみ報告し、一般には調査員であることを言わないこと。3. 業者から訪問、電話、依頼等がある場合も、調査員であることを明言しないこと。また、他の調査員のことを聞かれても同様にすること。4. 業者から挨拶がわりとして、些少の金品でも絶対受け取らないこと。また、送付されたり不在のときに置いて帰ったりした場合は、即刻返送すること。5. 業者及び人を介して会食等に勧誘された場合もいっさい断わること。6. その他、誤解を招くような行為は慎むこと。

以上が調査員の心得になりますが、選定委員についてもこれに準じますので、よろしくをお願いします。

委員長 何か、ご意見はございませんか。

(意見なし)

委員長 では、承認したいと思います。次に④共同調査員からの報告書について事務局  
お願いします。

事務局 ④共同調査員からの報告書についてですが、37～41ページの様式は、国語  
と数学の調査員からの報告書となっております。様式1は、教科書会社ごとに、  
特徴を記載することと考えております。40、41ページ(様式2)をご覧ください。  
ご覧のような表に調査研究の観点、視点ごとに、上に示しております◎、  
○、△を記入するようになっております。このような形で、国語、数学を含め  
10教科15種目の教科用図書の調査研究を進めたいと考えております。

委員長 ただ今の説明について、何かご意見はございませんか。

(意見なし)

委員長 では、承認したいと思います。それでは、(4)選定委員会の報告書について事  
務局お願いいたします。

事務局 42ページから45ページをご覧ください。この選定委員会において協議いた  
だいた内容を教育委員会に報告する報告書の案となっております。教科書会社ご  
とに選定委員の皆様からのご意見をまとめる形式で作成し、調査員会からの報告  
と合わせて、教育委員会への報告いたします。

委員長 ただ今の選定委員会の報告書について、何かご意見はございませんか。

(意見なし)

委員長 では、承認したいと思います。それでは、長時間に渡ってのご協議ありがとう  
ございました。以上で、進行を事務局にお返しします。

事務局 委員長、どうもありがとうございました。

事務局 それでは、8事務連絡をいたします。1点目に、46ページに記載してありま  
すように、毎年開催される「教科書展示会」でございますが、本年度は、7月3  
日～7月16日まで、播磨町中央公民館で実施します。皆様、どうぞよろしく願



います。

2点目についてですが、委員の皆様は、第2回選定委員会までの間に、教科書をしっかりと見ていただくために、本日お持ち帰りいただけるように、準備しております。ただ、10教科あり、かなりの量になりますので、お持ち帰りいただくのが難しいケースもあると思います。その場合は、播磨町役場第2庁舎3階に、採択される教科書を置いておきますので、ご都合の良い時に、見に来ていただければと思います。お持ち帰りいただいても、見に来ていただいてもどちらでも構いませんので、この会終了後、ご希望をお聞かせください。よろしく願います。

3点目ですが、次の選定委員会は、10教科あるため、2日間に分けて行います。第2回選定委員会は、令和6年7月26日（金）、第3回選定委員会は7月29日（月）です。両日とも高砂市ユアアイ帆つとセンターで13時00分から開催します。公私ともにご多用とは存じますが、ご参加願いますよう、願います。

なお、本日説明させていただきましたように、皆様方には守秘義務があり、配布した資料の取り扱いには十分ご注意願います。以上です。

事務局 何か質問等ございませんか。

(質問なし)

事務局 それでは、以上をもちまして、第1回令和7年度使用播磨町教科用図書選定委員会を閉会いたします。

気をつけてお帰りください。ありがとうございました。

(16:45閉会)